

第十回国会 内閣委員会 議 録 第六号

(四三三)

昭和二十六年三月十七日(土曜日)

午後二時十五分開議

出席委員

委員長代理 理事 江花 諱君

理事 青木 正君 理事 坂田 英一君

理事 船田 亨二君

大内 一郎君 田中 萬造君

橋本 龍伍君 本多 市郎君

松本 善壽君 山口六郎次君

吉米地義三君 松岡 駒吉君

河田 賢治君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義九君

總理府事務官 鈴木 政勝君

(新聞出版用 紙制當局長)

大蔵政務次官 西川基五郎君

委員外の出席者

参議院議員 木下 辰雄君

専門員 龜井川 浩君

専門員 小關 紹夫君

三月十三日

委員加藤充君辭任につき、その補欠として河田賢治君が議長の指名で委員に選任された。

三月九日

水産省設置法案(木下辰雄君外八十三名提出、参法第四号)(予)

水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(木下辰雄君外五名提出、参法第五号)(予)

同月十二日

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

同月十六日

第一類第一号 内閣委員会議録第六号

昭和二十六年三月十七日

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

第一類第一号

外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(予)

同月十二日

公務員新恩給制度確立に関する諸願(加藤充君外一名紹介)(第一一六五号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第二二六二号)

同月十六日

公務員の新恩給制度確立に関する諸願(堀川泰平君紹介)(第一三四八号)

同外一件(岡田五郎君紹介)(第一三九九号)

元軍人老齢者の恩給復活に関する諸願(村上勇君紹介)(第一四〇五号)

戦傷病者に対する恩給増額の諸願(淵上房太郎君紹介)(第一四〇六号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十五日

昭和二十三年六月以前の退職官更に對する恩給増額の陳情書(徳島県三好郡山城谷村秋田忠雄)(第三九二号)

傷い、軍人恩給増額等の陳情書(日立市日立市傷痍軍人代表小沢義人外三名)(第四三一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

本委員の補欠選任

連合審査会開会に関する件

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

八五号)(予)

水産省設置法案(木下辰雄君外八十三名提出、参法第四号)(予)

水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(木下辰雄君外五名提出、参法第五号)(予)

〇江花委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。

本日の日程に入ります前にお諮りいたしたいことがあります。委員河田賢治君が去る三月七日委員を辭任せられ、三月十三日再び委員に選任されました。つきましては河田賢治君は行政機構改革に関する小委員でありましたので、再び河田賢治君を小委員に選任いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇江花委員長代理 御異議なければさよう決定いたします。

〇江花委員長代理 次に、経済調査庁法の一部を改正する法律案について、経済安定委員会より連合審査会を開きたい旨の申入れがありますので、経済安定委員会との連合審査会を開きたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇江花委員長代理 御異議なければさよう決定いたします。なお連合審査会は来る二十日火曜日午後一時より開会いたす予定であります。さよう御了承願います。

〇江花委員長代理 それではこれよりまず水産省設置法案及び水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題とし、提出者木下辰雄君より提案の趣旨説明を求めます。参議院議員木下辰雄君。

水産省設置法案

水産省設置法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五条—第九条)

第二節 附屬機關(第十条—第十五条)

第三節 地方支分部局(第十六条—第十八条)

第三章 職員(第十九条—第二十条)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水産省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

- 十一 漁船の性能の向上を図ること。
- 十二 漁船再保険事業を行うこと。
- 十三 漁港の整備を図ること。
- （水産省の権限）
- 第四条 水産省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。
- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

- 十二 水産省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に係る物資の割当を行い、又は配給を規制すること。
- 十四 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること及びその生産（加工及び修理を含む。）出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。
- 十五 所掌事務に係る物資の生産（加工及び修理を含む。）出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し、又は禁止すること。
- 十六 所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸与を命ずること。
- 十七 漁業に関する協定その他の取極を行うこと。
- 十八 水産業協同組合その他所掌事務に係る団体につき許可又は認可を与えること。
- 十九 漁業を免許し、許可し、及び漁業関係者を調整すること。
- 二十 漁業の指導監督を行うこと。
- 二十一 漁業権者等に対し補償金を交付すること。
- 二十二 漁業に関する免許料又は許可料の額を定め、これを徴収し、及びその納付に関する負担を軽減すること。
- 二十三 所掌事務に係る事業に対する資金融通に関し農林中央金庫を指導監督すること。
- 二十四 所掌事務に係る事業の再

- 二十五 輸出に係る水産物及び水産製品の等級、標準及び包装条件を定め、これらの検査を行うこと。
- 二十六 所掌事務に係る物資について日本農林規格を定め、及びこれにより格付を行うこと。
- 二十七 中央卸売市場につき認可を与えること。
- 二十八 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人の登録を行い、及びこれを監督すること。
- 二十九 漁船の建造、改造又は転用を許可すること。
- 三十 漁船の登録及び検査を行うこと。
- 三十一 漁船再保険事業を行うこと。
- 三十二 漁港の指定を行い、漁港の整備計画を定め、漁港修築事業の施行につき許可又は認可を与え、及び漁港管理者を指定すること。
- 三十三 漁港修築事業を行うこと。
- 三十四 漁港修築事業を行う者に対し補助金を交付すること。
- 三十五 漁港の区域における公有水面の埋立を認可すること。
- 三十六 水産業に関する報告を徴すること。
- 三十七 所掌事務に係る事項の試験研究及び調査を委託し、並び

- に依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴収すること。
- 三十八 前各号に掲げるものの外、法律（これに基づく命令を含む。）に基づき水産省に属せられた権限
- 第二章 本省
- 第一節 内部部局
- （内部部局）
- 第五条 本省に大臣官房及び左の三局を置く。
- 漁政局
施設局
調査研究局
- （大臣官房の事務）
- 第六条 大臣官房においては、水産省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。
- 一 機密に関すること。
 - 二 職員の職務、任免、分限、懲政、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
 - 三 大臣の官印及び省印を管掌すること。
 - 四 公文書類を接収し、発送し、編集し、及び保存すること。
 - 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - 六 行政財産及び物品を管理すること。
 - 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
 - 八 行政の考査を行うこと。
 - 九 渉外事務に関すること。
 - 十 公報に関すること。
 - 十一 法令案の審査その他総合調整に関すること。
 - 十二 水産行政に関する企画を行

- うこと。
- 十三 水産物、水産製品及び水産業用物資の割当又は配分に関する調整並びにこれらの物資の輸送に関する連絡を行うこと。
- 十四 水産講習所に関すること。
- 十五 前各号に掲げるものの外、水産省の所掌事務で他局の所掌に属しない事務に関すること。

（漁政局の事務）

第七条 漁政局においては、左の事務をつかさどる。

 - 一 水産業の経営の発達、改善及び調整を図ること。
 - 二 漁業に関する協定その他の取極に関すること。
 - 三 水産に関する協同組合その他水産業団体に関すること。
 - 四 漁業の免許及び許可に関すること。
 - 五 漁業の指導監督を行うこと。
 - 六 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。
 - 七 漁業権等の補償並びに免許料及び許可料に関すること。
 - 八 水産増殖に関すること。
 - 九 所掌事務に係る事業に関し、資金のあつ旋を行い、及び農林中央金庫の行う金融業務を指導監督すること。
 - 十 漁村の負債整理に関すること

（施設局の事務）

第八条 施設局においては、左の事務をつかさどる。

 - 一 水産物及び水産製品の集荷、配給及び消費並びに中央卸売市場に關すること。

二 水産製品の生産に関するこ

三 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関すること。

四 輸出に係る水産物及び水産製品の等級、標準、包装条件及び検査並びに水産物及び水産製品の規格に関すること。

五 水産物及び水産製品についての商品取引所及び商品仲買人の登録及びその指導監督に関すること。

六 燃料、漁網網その他の水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関すること。

七 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。

八 漁船の設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督を行うこと。

九 漁船保険及び漁船再保険特別会計に関すること。

十 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び助成を行うこと。

十一 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関すること。

(調査研究局の事務)

第九條 調査研究局においては、左の事務をつかさどる。

一 水産資源の調査研究の企画及び取まとめに関すること。
二 水産増殖の調査研究の企画及び取まとめに関すること。
三 前二号に掲げるものの外、水産に関する調査研究及び統計の作成に関すること。

四 水産に関する資料の取まとめに関すること。

五 水産に関する科学技術の普及に関すること。

六 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

七 水産研究所に関する事務を処理すること。

第二節 附属機関

第十條 第十五条に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

水産研究所
日光養魚場
水産講習所
輸出水産物検査所

(水産研究所)
第十一條 水産研究所は、水産に関する試験、研究、分析、鑑定、調査、講習、種苗及び標本の生産及び配布並びに技術の普及を行う機関とする。

第十二條 水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称 位 置

北海道区水産研究所 北海道
東北區水産研究所 盛岡市
東海區水産研究所 東京都
南海區水産研究所 高知県
西海區水産研究所 長崎県
日本海區水産研究所 七尾市
内海區水産研究所 広島市
淡水區水産研究所 東京都

第十三條 水産大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水

産研究所の支所を設けることができる。

第十四條 水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、水産省令で定める。

(日光養魚場)
第十二條 日光養魚場は、淡水魚の養殖並びに種苗の生産及び配布を行う機関とする。

第十三條 日光養魚場は、栃木県に置く。

第十四條 日光養魚場の内部組織については、水産省令で定める。

(水産講習所)
第十三條 水産講習所は、水産に関する学理及び技術の教授及び攻究を行う機関とする。

第十四條 水産講習所の位置は、下関市とする。

第十五條 水産講習所の内部組織については、水産省令で定める。

(輸出水産物検査所)
第十四條 輸出水産物検査所は、水産物の検査を行う機関とする。

第十五條 輸出水産物検査所は、東京都に置く。

第十六條 水産大臣は、輸出水産物検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設けることができる。

第十七條 輸出水産物検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、水産省令で定める。

第十八條 輸出水産物検査所は、輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)第三条又は第四条の規定によつて指定されるものの検査については、通商産業大臣の監督をも

受けるものとする。
(その他の附属機関)
第十五條 左の上欄に掲げる機関

中央漁業調整審議会
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

は、水産省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄記載の通りとする。

中央漁業調整審議会
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

瀬戸内海連合海区漁業調整委員会
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

勤務する者は、水産省の職員にそれぞれ同一の勤務条件をもつて任ぜられたものとみなす。但し、別に辞令を発せられたときは、この限りでない。

水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
(農林省設置法の一部改正)

第一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

「農林省水産業務を「農林省水産業務」に、「農山漁業」を「農山漁業」に、「農林省水産物」(第三十四条中のものを除く。)を「農林省水産物」に、「農林省水産業務用物資」を「農林省水産業務用物資」に改める。

目次中「(第六十六條―第七十二條)」を「(第六十六條―第七十二條)」に、「(第七十四條・第七十五條)」を「(第七十一條・第七十二條)」に、「(第七十六條)」を「(第七十三條)」に改め、「第三節水産庁(第七十三條)」を削る。

第三条中「農林省水産業務用物資」を「農林省水産業務用物資」に改め、同条第八号中「漁船再保険事業」を削る。

第四条第二十号中「日本農林規格」を「所掌事務に係る物資について日本農林規格」に、同条第四十九号中「(酒類を除く。以下同じ。)」を「(酒類並びに水産物及び水産製品を除く。以下同じ。)」に改め、同条第六十二号及び第六

十三号を削り、第六十四号を第六十二号とし、第六十五号を第六十三号とする。

第七条第十七号中「輸出農林水産物」を「輸出農林水産物」に、同条第十七号の二中「日本農林規格」を「所掌事務に係る物資について日本農林規格」に改める。

第二十五条第二項中「輸出農林水産物検査所」を「輸出農林水産物検査所」に改める。

第二十八條第一項中「農山漁村」を「農山村」に改める。

第四十四條中「水産庁」を削る。

第四十五條中「油脂」の下に「魚油及び鯨油を除く。以下同じ。)」を加える。

第七十一條及び第七十二條を削る。

第三章第三節を削る。
第七十四條を第七十一條とし、以下順次三條ずつ繰り上げる。
(漁業法等の一部改正)

第二条 左に掲げる法律中「農林大臣」を「水産大臣」に改める。
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第七十一号)

漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)

河川法(明治二十九年法律第七十一号)

津渡法(昭和二十五年法律第二百十八号)

(漁港法の一部改正)
第三条 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

「農林大臣」を「水産大臣」に改める。

第八条中「水産庁長官」を「水産事務次官」に改める。
(漁船の操業区域の制限に関する政令の一部改正)

第四条 漁船の操業区域の制限に関する政令(昭和二十四年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。
本則中「農林大臣」を「水産大臣」に改める。

第四条第一項中「水産庁長官」を「水産大臣」に改める。
(農林中央金庫法の一部改正)

第五条 農林中央金庫法(大正十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「農林大臣」を「農林大臣、水産大臣」に改める。
(農林水産業務施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正)

第六条 農林水産業務施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「農林大臣」を「農林大臣又は水産大臣」に改める。
(農林物資規格法の一部改正)

第七条 農林物資規格法(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条、第八条から第十一條まで、第十六條及び第二十條から第二十二條までの規定中「農林大臣」を「農林大臣又は水産大臣」に改める。

第四条及び第六条中「農林大臣」の下に「水産大臣に協議して」を加える。
第十八條中「農林省の下に」若しくは「水産省」を加える。
(商品取引所法の一部改正)

第八條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「三人」を「四人」に、同条第二項中「三」を「四」に改める。
(通商産業省の職員 一人)に改める。

「三人」を「四人」に、同条第二項中「三」を「四」に改める。
(通商産業省の職員 一人)に改める。

第百四十八條第一項を次のように改める。
この法律において主務大臣又は主務省は、左の各号の定めるところによるものとする。

一 農林省関係商品(第二条第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号の規定により政令で定める商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。)のみを上場する取引所については、農林大臣又は農林省

二 水産省関係商品(第二条第二項第十号の規定により政令で定める商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。)のみを上場する取引所については、水産大臣又は水産省

三 前二号に掲げる商品以外の商品(以下「通商産業省関係商品」という。)のみを上場する取引所については、通商産業大臣又は通商産業省

四 農林省関係商品及び水産省関係商品、農林省関係商品及び通商産業省関係商品又は水産省関係商品及び通商産業省関係商品を上場する取引所については、それぞれ、農林大臣及び水産大臣若しくは農林省及び水産省、農林大臣及び通商産業大臣若しくは水産大臣及び通商産業大臣若しくは水産省及び通商産業省

五 第一号から第三号までに掲げる商品を上場する取引所については、農林大臣、水産大臣及び通商産業大臣又は農林省、水産省及び通商産業省、第百四十八條第三項中「農林省令、通商産業省令」を「農林省令、水産省令、通商産業省令」に改める。
(経済調査庁法の一部改正)

第九條 経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「農林、」の下に「水産、」を加える。
(国家行政組織法の一部改正)

第十條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

農林省

食糧庁	肥料配給委員会
林野庁	食糧配給委員会
水産庁	油糧砂糖配給委員会

を

農林省	食糧庁	
	肥料配給 公団	飼料配給 公団
水産省	林野庁	
	食糧配給 公団	油糧砂糖配給公団

に改める。

農林省	本省	
	食糧庁	林野庁
水産省	計	
	八五、六九二人	一、四一四人

第二條第一項の表中

農林省	本省	
	食糧庁	林野庁
水産省	計	
	二九、五七四人	二二、八〇八人

に改める。

(行政機関職員定員法の一部改正)
 第十一條 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則
 この法律は、水産省設置法(昭和二十六年法律第 号)施行の日から施行する。

○木下参議院議員 水産省設置法案並びに水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、発議者を代表いたしまして簡単に提案の理由を御説明申し上げます。

水産省設置問題は最近に起つた問題ではありません。数十年前の問題でありまして、かつて水産省設置に関する建議案あるいは決議案が幾たびか貴衆両院を通過しております。また水産庁設置法案が国会に提出されたとき、永江農相は本案は水産省設置の前提であるとして、委員会及び本会議において再々言明されております。一昨年アメリカ

に署名されたのであります。以上申し述べましたような経過をたどりまして、今回参議院の水産委員会を中心に各派八十四名の発議をもつて三月七日に国会に提案した次第であります。

かくのごとき水産省設置を必要とする理由は二つあります。第一は水産業が特殊な重要産業であることとあります。私どもの推定によりますと、全農業の生産高は一年間に約七千五百億円といわれております。しかるに漁業生産は二千五百億円と推定され、農業生産の三分の一に達しております。しかもこれが限られたマツカーサーライン内での生産でありますから、制限を撤廃されましたらば生産はさらに増加することは明らかであります。これに加えて、国民に對し、唯一とも称すべき動物蛋白質の供給源として、国民保健上からも重要な役割を演じております。さらに水産物は重要輸出品として、現在すでに百億円に達する水産物を輸出いたし、外貨獲得に寄与しておるのであります。かような重要産業で、将来進展の度が高まれば大いに産業に對し、現在の水産行政はあまりに貧弱であります。

第二は水産業が国際的産業であるという点であります。ダレス特使に送られた吉田首相の書簡にもあるように、国際的な漁業協約を締結せねばならぬ面が多々あるものであります。また一九四〇年に日本漁船が出漁しておつた実績は、ダレス特使も認めておるのであります。この一九四〇年ごろは日本漁船が世界の海洋を縦横無忌に横行闊歩いたした時代で南北両洋はもちろん、南洋、印度洋、南米その他の海洋にも勇敢に出漁いたしておつたのであ

ります。今後これらの遠洋漁業が以前のように略奪漁業とか、酷漁、濫獲とかの悪評を受けぬよう行政的に監督しなければならぬのであります。かような国際的産業を助長発展せしめるためには、現在の水産行政はあまりに貧弱であります。これが水産省を設置する理由であります。しかしながら経費多端の場合でありますから機構、人員、経費は現在の水産庁のままといいたしたのであります。

何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

その法案の内容は、現在の水産庁とほとんど同一でありますから、内容の御説明は省略させていただきますと思ひます。

それから水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案理由を簡単に申し上げます。

水産省設置法が成立いたしましたとして施行いたしますということになりますと、農林省設置その他の関係法律の改正を必要とするのであります。いろいろの法律に農林大臣というやうな名前がおりますのを、水産大臣に直すというやうな訂正が、この法律案のおもなる趣旨であります。新たな省を設置することは時代に逆行するとか、いろいろの御意見があると思ひますけれども、現在講和条約に當面いたしましたして、いろいろと国際的水産行政の強い施策を要する面が多々あるものでありますから、特にひとつ慎重御審議の上、御賛成あらんことを切望する次第であります。

○江花委員長代理 御質疑はありますか。

○松本(無)委員 ただいま水産省設置法案並びに水産省設置法の施行に伴う

関係法令の整理に関する法律案の提案の理由を聞いたのであります。先ほどの御言葉にもあつたように、水産というのは非常に重要性がある。ことに現在の日本再建のためには、どうしてもしようした方面から進めなければいかぬというやうな考えであります。かつての必要性と現在の必要性のあり方というものは、おのずから限度がかわつておもうのであります。従いまして、この設置法案が二三年前に出たおつたというのならいざ知らず、われわれとしては行政の簡素化ということをおとす前案として考えなければならぬ。予算面においては、現在の水産庁におけるところの予算をもつてこれに充當しておるから、その御心配はないと、先ほど木下さんからお話があつたやうであります。その内容が同じであるならば、ことに一省をつくるということになる、その運営という面は、予算によつて裏づけられるという場合が多いと思ふのであります。予算がそのままでよろしいというならば、なぜ長官を大臣にかえるということによつて可能となるか、かつてあつた大きな疑問を解決することができるかということが、まず私どもとしては疑問とせざるを得ない。なぜならば、長官にその人を得たならば、あるいは同じ予算でやるならば、これはできるのじやないか、これも考えられるわけでございます。また特殊なところのの水産というもののあり方を考慮いたしました場合においては、現在はその官庁の所在によつて明らかなるがごとく、農林省の外局として発足しておる。従いまして農林省自体におきますところの自主的な運営という面においては、その責任は長官がつておられると思

う。従つて早急に一省を設けるといふことについては、私もはたに賛成することはどうか、もう少し研究する必要があるのではないかと、

次にその行政改革の内容を見ますと、先ほども言われたようであるが、現在までは漁政部、生産部、調査研究部という三部がある。これが今度新たに省になるから、漁政局がでる、生産局がでる、調査研究局がでる、かような部を局に置きかえるというふうな形である。またその内容は、聞くところによれば、農林省の所管しておつたところの輸出農林水産物検査所というものを、今度の省において、付属機関として輸出水産物検査所というものに置きかえられるというふうな内容である。こういうふうなことであれば、その部あるいはその検査所のポストに、もしも練達機能の士が入ることになれば、おそらくこれは可能ではあるまいか、かようなことも、第二として細部の考え方から考えるのである。またその内容についても、水産というものは非常に大切である。衆議院においてもそれを設けておることもあれ、は承認しておるのであり、これがためにこの提案の理由によつてわれ／＼は賛成すべきであるかといふことは、他の委員諸君の意見もあることと思うから、この点については私もはたに賛成できないのであります。従つて先ほど言つた二点についてまず御説明を承りたいのであります。

人を得れば、あえて省にする必要はないじやないかというお尋ねでございませう。これは私も今日までいろいろの水産行政の推進の状態を見ますと、まず次官會議が開かれる。次に閣議といふものが開かれる。現在次官とかあるいは農林大臣というふうな人は、こう申しては失礼かもしれませんが、どうしては農政に重点をおく。水産のごときはほとんど顧みられないというものが現状であります。従つて次官會議でも、あるいは閣議でも、水産がきわめて過小に評価されて今日まで来つておる。私も常にこの点を遺憾としておりまして、河院に水産委員会ができてからは、委員会が中心となつて、極力その方面の支持をいたしますけれども、機構はそのまま、予算はそのまま、どうして閣議に列席し、あるいは次官會議に列席して、そして水産行政を強く推進することにならなければ、水産行政はルールに乗つて行かないというふうな状態でありませう。なお各国と折衝いたしまして国際漁業協約を結ぶ、あるいは世界のあらゆる方面に進出して行く漁船を監督し、かつ他国の信用を得て、堅実なる漁業の進展をはかるためにも、どうしても強力なる筋金の入つた行政機関が必要である。そのためには、現在の水産行政ではどうしてもいかぬ。どうして省があつて、専任の水産大臣、水産次官があつて、国会と相まつて強力に行政機構を推進する必要がある、非常に重要と思ひます。そこで私はたゞいまは諸費多端の場合でありますから、あえて予算を膨脹させたくないのですけれども、御承知の通り、農林省の農政司というふうな局は、水産庁全設の十

倍も人員があり、諸費も十倍であるというふうな状態で、水産庁の方は何ら顧みられておりません。かつては林道開発その他に十六億圓も出しておつた。ところが漁港、船だまりのような船の根拠地に対して、昨年度あたりはわずか七億五千万圓で、年々数千隻の船が港内において沈没いたしてあり、そのための国の損失は非常に大きいのであります。そういう点も水産に理解ある大臣が出まして十分働けば、別に予算をふやさんなくても、公共事業の方からの割当も非常にうまく行くと思ひます。きのう例の農林水産金融の特別法が出ましたが、あれで六十億という金が今度農林漁業交付金のかかりに計上されております。この六十億の使途はどうかといふと、水産はわずか三億圓、農業は三十九億圓、それから林業は十一億といふわけで、六十億のうち三億圓しか水産金融にまわされないと、いふような事情でございませう。こういうことは、水産がいかにじめじめに扱われておるかといふ一つの証左でありまして、この点も少し水産に理解ある行政官が出ましたならば、あるいは閣議においても強く予算を支持し得ると私も考へております。

それから第二点の問題ですが、水産省においては、漁政部を漁政局にし、生産部を施設局にし、調査研究部を調査研究局にするというように、部を局に名前をかえただけであります。その他いろいろ試験研究機関、あるいは現在水産庁に付設してあるものを水産省に持つて行きますので、この方面に有能な士があれば何省にせぬでもよいといふお話であります。これはどうも一つともありません。あるいはこういう局長とか研究所長といふものは、たとい省にしくなくとも、有能な士があればその与えられた仕事に対しては十分やると思ひますが、私は研究機関、試験機関を推進する根本的な行政機構はどうしても現在の水産庁ではその目的を達し得ないと思ひます。

それで一言申し添えますが、私二、三日前でございしたか、GHQに呼ばれて、水産省設置法の進行ぐあいはどうかといふことを聞かれましたので、今衆議院において本審議している、衆議院はやがて内閣委員会において審議を開始されるだらう。通過する見込みがあるか。それは何とも申し上げられないが、参議院においては大体通過する見込みである、と私は申し上げました。そのときアメリカやカナダではその他世界と言いましたけれども、水産省設置の問題は非常に興味を持つて見てゐる。また日本が今後国際漁業協約あるいは遠洋漁業に対してどう推進するかといふことについて、非常な興味を持つて見ている。そういうことを言つておられた。そういうぐあいでは、外国でも日本に水産省ができたといふことになれば、交渉相手としても非常に便宜じやないかと私も想像したのでございませうが、いろいろの理由で、講和前に至るまで水産省をつくつて他国の信用も勝ちたいといふわけではございませう。去年の暮でありましたか、吉田総理大臣に對してこの問題を申しましたところ、総理大臣は、自分は水産省設置には賛成だ、しかし漁区拡張が先決だ、漁区拡張さえできれば水産省設置には異議はないと申されました。漁区拡張は、講和ができればもとより、暫簡にもありますように、一九四〇年の形は

認めるということでありまして、これは漁区拡張も同じであります。かつ水産省が出来ますのは、農林省から予算の分離、その他いろいろ補正予算なんかありますので、そう速急には水産省という看板は上げ得ない。よしんば河院を通過いたしましても、補正予算その他がありますので、この法案にもありますように、昭和二十七年の三月三十一日から遅れてはならない、かように示してありますので、それまでにはおそらく講和もでき、漁区の制限も撤廃されるだらうと私も確信しております。

○松本(憲)委員 ただいま木下さんから一応御説明をいただきましたが、日本はかつて漁業関係の国際条約にも加盟しなかつたという汚名を着ておるので、今後水産に重点を置く場合は、どうしても国際的な条約に参加する必要がある。また外貨獲得の一助ともすることができるといふ御説も承り、そういう点については私も賛成であります。独立機関としては水産省だけが必要であるかどうか、これまた考えなければならぬことだと思ふ。他の省、たとえば治安省のことについても同様である。水産省が非常に必要だといふことはわれ／＼も同感であります。が、しかし水産省だけが講和条約前にどうしてもできなければならぬといふことは、どうも私も受取れないので、この点についても一度御説明をお願いしたい。

○木下参議院議員 もより講和条約及び漁業条約に対しては、表面においては日本の外務省がその主体であらうと考へます。しかし漁業に関する限り、大体今までも水産庁が立案してお

りましたので、將來その根本の問題については水産省が立案して、そうして外務省と協力し、その他保安当局とも協力してやらなければならぬかもしれませんが、今言つたような水産庁でありましたら、根本的な問題について主張することが非常に弱いかもしれな

いが、水産省になつて、ほかの機関も動員して立案をし、また水産大臣が外務大臣と手を握つて國際漁業協定に乗り出すということになつて、初めて私は日本の水産が大きくクローズアップされるではないか、かように考えております。

○松本(喜)委員 まだ尋ねたいことがあるのでありますが、私だけ時間を費していかどうか私も疑問に思ふので、まだ聞きたいことがありますか、一応これで質疑は終ります。

○木下参議院議員 いつでも私参りまして、私のできるだけの御説明をいたしますし、またいろいろ今資料もたくさんつくつておりますので、委員の方にお配りいたしまして、十分御研究をお願いしたいと思ひます。

○江花委員長代理 御質疑ありませんか。御質疑がなければ、次に移ります。

○江花委員長代理 次に大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府の提案理由の説明を求めます。西川大蔵政務次官。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように

改正する。

第四条中第十九号を第二十号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 国の会計事務職員の研究を行うこと。

第八条中第十三号を第十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 国の会計事務職員の研修を行うこと。

第九条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「及び同項第四号から第九号まで」を「並びに同項第三号から第八号まで」に改める。

第十條中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

第十一條第六号中「財産税及び相続税」を「内国税」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 連合国財産(賠償庁の所掌に属するものを除く。)を保全及び返還すること並びにドイツ財産(賠償庁の所掌に属するものを除く。)を管理及び処理すること。

第十二條第一項第八号中「漁業協同組合、商工協同組合」を「水産業協同組合」に改め、同項中第四号の二を第五号とし、第五号を第六号とし、第五号の二を第七号とし、第六号を第八号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同条第二項中「第八号まで」を「第六号まで及び第八号から第十号まで」に改める。

第十三條第一項の表中

資産再評価審議会

大蔵大臣の諮問に依りて、資産再評価に關する重要な事項について調査審議すること。

大蔵大臣の諮問に依りて、旧軍港市國有財産

港市振換法(昭和二十五年法律第二百二十号)の規定に基く旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に關する重要な事項について調査審議すること。

第十五條第一項中「第四号から第九号まで」を「第一項第三号から第八号まで」に改め、同条第二項中「外國又は外國人(外國人が經營を支配する本邦法人を含む。)」が本邦内に

第十三條第一項の表中

資産再評価審議会

大蔵大臣の諮問に依りて、資産再評価に關する重要な事項について調査審議すること。

を

大蔵大臣の諮問に依りて、資産再評価に關する重要な事項について調査審議すること。

大蔵大臣の諮問に依りて、旧軍港市國有財産

港市振換法(昭和二十五年法律第二百二十号)の規定に基く旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に關する重要な事項について調査審議すること。

第十五條第一項中「第四号から第九号まで」を「第一項第三号から第八号まで」に改め、同条第二項中「外國又は外國人(外國人が經營を支配する本邦法人を含む。)」が本邦内に

有する財産の調査、管理及び処理に關する事務で賠償庁の所掌に属するものを「連合国財産で賠償庁の所掌に属するものを除く。を保全及び返還並びにドイツ財産で賠償庁の所掌に属するものを管理及び処理に關する事務」に改める。

第二十條中「第四号から第九号まで」を「第三号から第八号まで」に改める。

第二十五條の二第二項中「第四十号の二」を「第四十二号」に改める。

第二十八條中「第二十号から第二十二号まで及び第四十三号」を「第二十一号から第二十三号まで及び第四十四号」に改める。

第二十九條を次のように改める。

(内部部局)

第二十九條 国税庁に、長官官房及び左の四部を置く。

直税部

間税部

徴收部

(徴收部の事務)

第三十二條の二 徴收部において、左の事務をつかさどる。

一 内国税の徴收に關すること。

二 価格差益の徴收に關すること。

第三十三條の二第一項中「第七号の二」を「第八号」に、「六十人」を「百二十人」に改める。

第三十八條第一項中「調査査察部」を「徴收部」に改める。

第四十條第二項中「財務部」を「財務局」に改める。

第四十三條中「第四十四号及び第四十五号」を「第四十五号及び第四十六号」に改める。

第五十條中「第四十六号から第四十九号まで」を「第四十七号から第五十号まで」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

○西川政府委員 ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昨年五月、大蔵省の機構等に關し、大蔵省設置法の改正が行われたのでありますが、その後事務の配分等につきまして若干の改正を加える必要が生じましたので、本法律案を提出いたしました次第であります。

その改正点のおもなるものを申し上げますと、その一は、従来主税局において取扱つておりました大蔵省所管の税外諸収入の事務を大臣官房の所掌事務といたしたことであり、その二は、會計制度の統一の運営と

国の会計事務職員資質の向上をはかるための研修を、本省主計局において行うことを規定の上に明らかにしましたこと、並びに法令の改正等に伴うものとして、管財局及び銀行局の所掌事務に関する規定を現行に即して整備したこととあります。

その三は、国税徴収事務の増加に対応いたしまして、国税庁に新たに徴収部を設け、内国税及び価格増徴の徴収事務を管理することとし、総務部を廃止して、長官官房並びに直税部、間税部、徴収部及び調査査察部の四部を総務する次長一名を置くとともに、国税庁監察官を六十名増加いたしましたので、合計百二十名とし、より一層職務の厳正を期することにいたしましたのであります。

以上本法律案についてその概要を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○江花委員長代理 以上をもつて政府の提案理由の説明は終了いたしました。質疑は次会において行うことといたします。

○江花委員長代理 次に新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府の説明を求めます。菅野官房副長官。

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案
新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案
新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「及び新聞出版用紙割当

審議会（以下審議会という。）を削る。

第三条第一項第一号中「審議会に附随すべき割当案を作成すること。」を「割当を行うこと。」に改め、同項第二号中「審議会の議決に基き、」を削り、同項第四号中「審査のため審議会の議に附すること。」を「審査の上、措置すること。」に改め、同項第六号中「審議会を」新聞出版用紙割当審議会に改め、同条第二項中「及び審議会」を削り、同条第三項を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。
（新聞出版用紙割当審議会）
第五条 総理府に設置される新聞出版用紙割当審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣の諮問に依りて、新聞出版用紙の割当に関する一般的な事項について審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣及び関係各大臣に建議することができる。

第六条 内閣総理大臣は、新聞出版用紙の割当に関する一般的な方針及び基準の作成については、審議会の意見を聞かなければならぬ。

附則 第三項中「昭和二十六年四月一日」を「昭和二十七年四月一日」に改める。
附則 この法律は、公布の日から施行する。

律の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

現在行われております新聞出版用紙の割当制度は、昭和二十年十月二十六日付連合軍最高司令官より日本政府への覚書に基いて、国内的措置がとられまして、今日まで実施せられておるところでございます。これを法制上から申しますと、臨時物資需給調整法に基き指定生産資材割当規則によつてその基本が定められまして、新聞出版用紙の割当に関する法律は、具体的な割当の基準、方法等につき、これを規定して建前となつておるのでござい

ます。元來この制度は、この法律の第一条に規定せられておる通り、用紙の供給が不足する国家経済の現状にかんがみまして、臨時に行われるものでありまして、用紙の需給状況が改善されれば当然廃止しなければならぬ性質のもので、ことに言論自由の精神からいたしまして、この種の統制は事情の許す限りすみやかに撤廃されることとすべきことは、ここに申し上げるまでもないことと存じます。最近用紙の生産事情は、国内経済の回復に伴つて逐次好転し、需給関係は著しく改善されて参つたのであります。従つて政府といたしましてはかかる状況を判断いたしまして、かつ紙が文化的資材である特殊性をも十分に考慮いたしまして、逐次種別に紙の割当統制撤廃し、現在統制を続けておられますのは、新聞用紙、印刷三五・三六号及び教科書用紙であります。これらの用紙につきましても得る限りすみやかに、かつ適當なる時期に統制を撤廃し、新聞出版活動を本来の自由な姿に復舊せしめたいと考えております。

かしながら最近の用紙事情は、輸出その他の関係からただちにこれを實現することは困難なる事情にありまして、さしあたり四月以降も統制を繼續することとし、新聞出版用紙の割当に関する法律の附則第三項を改正し、その存続期間を一年延長し、今後の事態に依り機宜の処置をとつて行くようにいたしたい所存でございます。

なお、右の改正と同時に、最近政府におきまして、全般の審議会等の性格、職務権限等につきまして、種々検討をいたしました結果、行政責任を明確にするため必要な調整をする方針を定めまして、これに従つて、新聞出版用紙割当審議会につきましても、現在の決定機関たる性格を諮問機関たる性格に改組することとなりまして、今回これに關する所要の改正をいたしたい次第でございます。

以上が本法律案の提案理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられるよう希望いたします。

○江花委員長代理 御質疑はありますか。

○松本（善）委員 ただいま提案理由の説明をいただいたのでありますが、私も根本的に考えますというところ、臨時物資需給調整法に基くところの指定生産資材の割当をする、こういう根本的な事情が現在からいって再検討しなければならぬ情勢に相なつておると考へるのであります。その結果として、政府では新聞出版用紙、そういつたものに對する一つの統制をやろうじやないというふうな観点は一応わかるのであります。新聞出版用紙割当審議会というふうなものが、これによつてある程度まで決定し得るというふう

な段階のものであつた性格を、諮問機関の性格とした。なるほど諮問機関にしたならこういうものが非常にスムーズになる、ことに自主的な統制の段階にこれが運営されるだらうというふうな感持はいたすのであります。しかしその結果においてどうなるかは、次の来るべき段階において事実として現われて来るのであります。私も審議会の形式でやつた方がいいか、あるいは諮問機関としてやつた方がいいかという点については、もう少し説明がなければ納得できないのである。従つて現在までの割当審議会というふうな審議の仕方、いわゆる決定権の内容についてはどうしていいか、この理由をまず御説明いただきたいと思

○菅野政府委員 お話の通り、現在新聞出版用紙の割当審議会は決定機関でございまして、この審議会が決定するところに従ひまして事務局は紙の配分をすることになっておるのでござい

ますが、これはそれ／＼関係の仕事をしておる民間の代表の人たちが入つておるもので、そういう人たちが国の非常に重大な仕事であるところの新聞出版用紙の割当を決定してしまふということとは、内閣の責任の上からいつても非常におかしいことになるとござい

ます。こういう大きな割当の仕事というふうなものは、どうしても政府の責任によつてなされなければならぬのでございまして、この点につきましては、一応政府と獨立したような審議会が決定するということは、政府の責任との調整上いかかかと存するのであります。しかしながら政府がこういう割当をする場合におきまして、一步その方法なり内容を誤りますと、これの影

○菅野政府委員 先ほど、私の答えの言葉が足りないために誤解を招いたかもしれませんが、私はそのメンバーの方々について言っているのではないの

つたからというようなことは申し上げてはいないのでございまして、先ほど申し上げました通り、今までの審議会の決定は、政府の企図する通りであり

ことについて政府が責任を持つておる
ということであれば、その自主的な統
制機関たる諮問機関の存在意義はどう
なるのでありますか、この問題につい

十分御意見を尊重して運用して行きたいと思ひます。しかしながら法律面におきまして、この改正案にございますように、内閣総理大臣及び関係大臣

ひ参加していただいて、その御意見を伺うのが適当であると思いますので、従来と同じように業界の代表の方にも参加していただきたい、かように考え

ておる次第でございます。

○松本(善)委員 一応私としてもわか
つたようであります。もう一応お
聞きしたいのであります。現在までの
審議会の委員は、全部この諮問機関と
しての性格を負うところの委員たり得
るかどうかというところは、将来の問題
であるという考えもあるものでしょう
が、しからば今までの審議会のメン
バーにもさうな者があり、またどう
しても審議会のメンバーとしてかえな
ければならぬというようなことも、私
どもはちよつと受取れないのでありま
す。ただ機関と構想のみであつて、現
在の問題を取上げようというわれわれ
政治家は、その論断はとりたくない
思ひからして、簡単でよいから、
この改正案で、どうしても決定機関の
性格を諮問機関にしなければならぬ
という理由をお答え願いたいと思いま
す。

○宮野政府委員 決定機関であるとい
うことは、責任上内閣が最後の責任を
持つてこの決定をするという形でなけ
ればならぬ。審議会が独立した決定を
するというになつておりますならば、
これは内閣の責任制の上からいつ
て妥当でない。こういうふうに考へる
点が今回の改正の要点でありまして、
それ以外の何ものでもないでござい
ます。

○松本(善)委員 どうもこういうこと
はわれわれはちよつと苦手であります
が、さうなことが世の中にあると
いたしますならば、われわれも非常に
明朗でないと思うのであります。い
ゆる審議会制度そのものに対してもつ
と研究した後、その改正をせられるな

らいざ知らず、いかなる形態におい
ても、政府にその責任があることは当然
であります。国警の問題も、公安委員
会の問題も、この問題の前に取上げた
一つの問題でありましたが、またこう
いうものができ上るといふことは、わ
れわれはこの委員会制度審議会制度と
いうものに対して、もつと研究し
て、特に新聞の出版に関するところの
審議会だけの問題を取上げる性質のも
のでなからうと思ふのであります。こ
の点については、いくら質問し
ても切りがないと思ひますから、一
応私はこれで打ち切ります。

○江花委員長代理 御質疑ありません
か——御質疑がなければ、本日はこれ
にて散会いたします。

午後三時五分散会

衆議院内閣委員會議録第五号中正誤	
頁	段
六	行
四	誤
末	正
一六	
恩給法改正	
に關する法	
律案起草小	
委員会	
恩給法一	
部改正に	
關する小	
委員会	